

議案第七十八号

都市農業確立・市街化区域農地の宅地なみ課税撤廃に関する意見書
右の議案を提出する。

昭和五十六年六月二十四日

提出者	村	尾	栄	次
賛成者	東	田	正	治
"	松	山		清
"	小	野	沢	久
"	田	村	市	郎

福生市議会議長

末次 性男 殿

都市農業確立・市街化区域農地の宅地なみ課税撤廃に関する意見書

市街化区域内農地の宅地化促進を目的として農地の宅地なみ課税が実施され、その後固定資産税等の減額措置や農業経営奨励措置等が行われてきたところであります。

しかしこうした措置は、昭和五十六年度までとされ、しかも最近では宅地なみ課税の拡大強化が行われようとしていることは、農業経営、ひいては都市農業の存続を危うくするものであります。

現今の都市農業としての役割りは、都市生活における緑と空間、災害時の避難場所等環境保全としての機能をもっていると思われます。

このようなことから市街化区域にあつても、現に農業の用に供されている農地については、宅地なみ課税を撤廃し、農地課税とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

昭和五十六年六月二十四日

福生市議会議長

末 次 性 男

内閣総理大臣
大蔵大臣
建設大臣
農林水産大臣
自治大臣
国土庁長官
環境庁長官

議案第七十九号

老人医療制度の改善に関する意見書
右の議案を提出する。

昭和五十六年六月二十四日

提出者	賛成者	〃	〃	〃	〃	〃	〃
指田保雄	山崎繁三郎	関米吉	末次性男	仲村清信	原敏子	貫井喜代次	小林菊三

福生市議会議長

末次性男殿

老人医療制度の改善に関する意見書

すべての国民にとって健康は最も大切なものであり、とりわけ日本の社会に多大な貢献をしてきた老人にとっては、収入も少なく、病気にかかる率も高いため、常に不安に脅かされております。

昭和四十八年から国において実施されてきた老人医療制度は、このような不安を解消し老後の暮しにとって大きな福音となっております。

ところが財政危機を理由に老人医療制度の後退があると聞いております。

よつて当市議会においては老人医療制度の後退に反対し、医療費支給年齢や所得制度の緩和等をはかり、リハビリ、健康増進などを取り入れた総合的な制度に拡充することを要望いたします。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

昭和五十六年六月二十四日

福生市議会議長 末 次 性 男

内閣総理大臣

殿

厚生大臣

議案第八十号

議案第八十号
郵便貯金の現行制度の存続を求める意見書
右の議案を提出する。
昭和五十六年六月二十四日

議案第八十号

郵便貯金の現行制度の存続を求める意見書

右の議案を提出する。

昭和五十六年六月二十四日

提出者	賛成者				
関	鈴木	宮沢	小野	遠藤	松山
米吉	藤次郎	良一	久	洋一	清

福生市議会議長

末次性男 殿

郵便貯金の現行制度の存続を求める意見書

政府はさる一月十四日、郵便貯金の金利問題等を検討するために、内閣総理大臣の諮問機関として、「金融の分野における官業のあり方に関する懇談会」を設置しました。

この「懇談会」の目的は、①金利政策の一元化、②官業への資金集中の見直し、③金融の分野における官業のあり方、等を検討することとなっていますが、国民大衆の多くが利用している郵便貯金の金利を民間金融機関の金利と一本化することについて危惧を感じます。

いうまでもなく郵便貯金は、庶民の零細な貯金で、全国いたるところで、普遍的に利用できる国民の貯蓄手段であり、その資金は、地方自治体への融資など、公的部分への運用が中心となっており、その効果はきわめて大きいものであります。

このような主旨から、現行の郵便貯金制度を存続し、国民大衆の福祉向上に資するよう要望します。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出します。

昭和五十六年六月二十四日

福生市議会議長 末次性男

内閣総理大臣

大蔵大臣 殿

郵政大臣

議案第八十一号

都立保育園の市町移管問題に関する意見書

右の議案を提出する。

昭和五十六年六月二十四日

提出者	関	米	吉
賛成者	田	村	市
〃	宮	沢	良
〃	松	山	清
〃	小	野	久
〃	遠	藤	洋
〃	一		

福生市議会議長

末次性男 殿

都立保育園の市町移管問題に関する意見書

現在、東京都においては、その財政再建対策の一環として、都立保育園を市町に移管させるための作業を行い、近く関係市町と討議を進める意向のようではありますが、財政基盤の弱い各市としては、とうてい都立保育園の移管を受け入れることは極めて困難な状況下にあります。

よつて、都立保育園については、今後も引き続き、都の責任において運営されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出いたします。

昭和五十六年六月二十四日

福生市議会議長 末次 性男

東京都知事

鈴木 俊一 殿

審査報告

議案審査報告書

一件

名

議案第三十九号

福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する

する条例の一部を改正する条例

二 委員会付託月日

昭和五十六年六月十二日（第二回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日

昭和五十六年六月十五日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果賛成多数で、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十六年六月十五日

総務委員会

委員長 石川 慶一郎

福生市議会議長 末次 性男 殿